

第7章 重点整備地区におけるバリアフリー課題の把握

1.タウンウォッチング調査

タウンウォッチングとは、高齢者や障がい者に加え、ベビーカー等で子どもを連れ歩く人等が日常生活を行うなかで、移動が困難に感じる、移動の際に危険を感じる等のバリアがどこなのかを、実際にバリアを感じている人々とともにまちを歩いて点検することです。

タウンウォッチングの際に見つけた問題点について、後に班ごとに分かれてワークショップによる意見交換を行い、バリアフリーを目指すまでの課題や整備要望をまとめ、発表を行いました。

(1) 調査概要

日時	平成 22 年 8 月 8 日 (日) 8:30~12:30
対象施設	<Aルート> 駅前歩行者専用道路、新田辺駅前公衆トイレ、駅前道路、田辺中央病院、新田辺駅、駅東道路1、サンフレッシュ、駅東道路2、河原保育所・地域子育て支援センター <Bルート> 共存道路、ドラッグユタカ、駅前線、京田辺駅、駅西道路、中央図書館、アルプラザ、駅東道路、山田屋 <Cルート> 市役所、保健センター・休日応急診療所、田辺中央体育館、田辺公園プール、田辺公園、市役所周辺道路、中央公民館、府道八幡木津線・交差点、社会福祉センター、山城田辺郵便局
ワークショップ会場	市役所 3 階 305 会議室
参加者	23名、支援者5名、子ども2名

タウンウォッチングの結果を以下のように各種別ごとに根拠法令と適用条項を明らかにし、適合状態を区分して、課題の抽出を行いました。

【根拠法令】

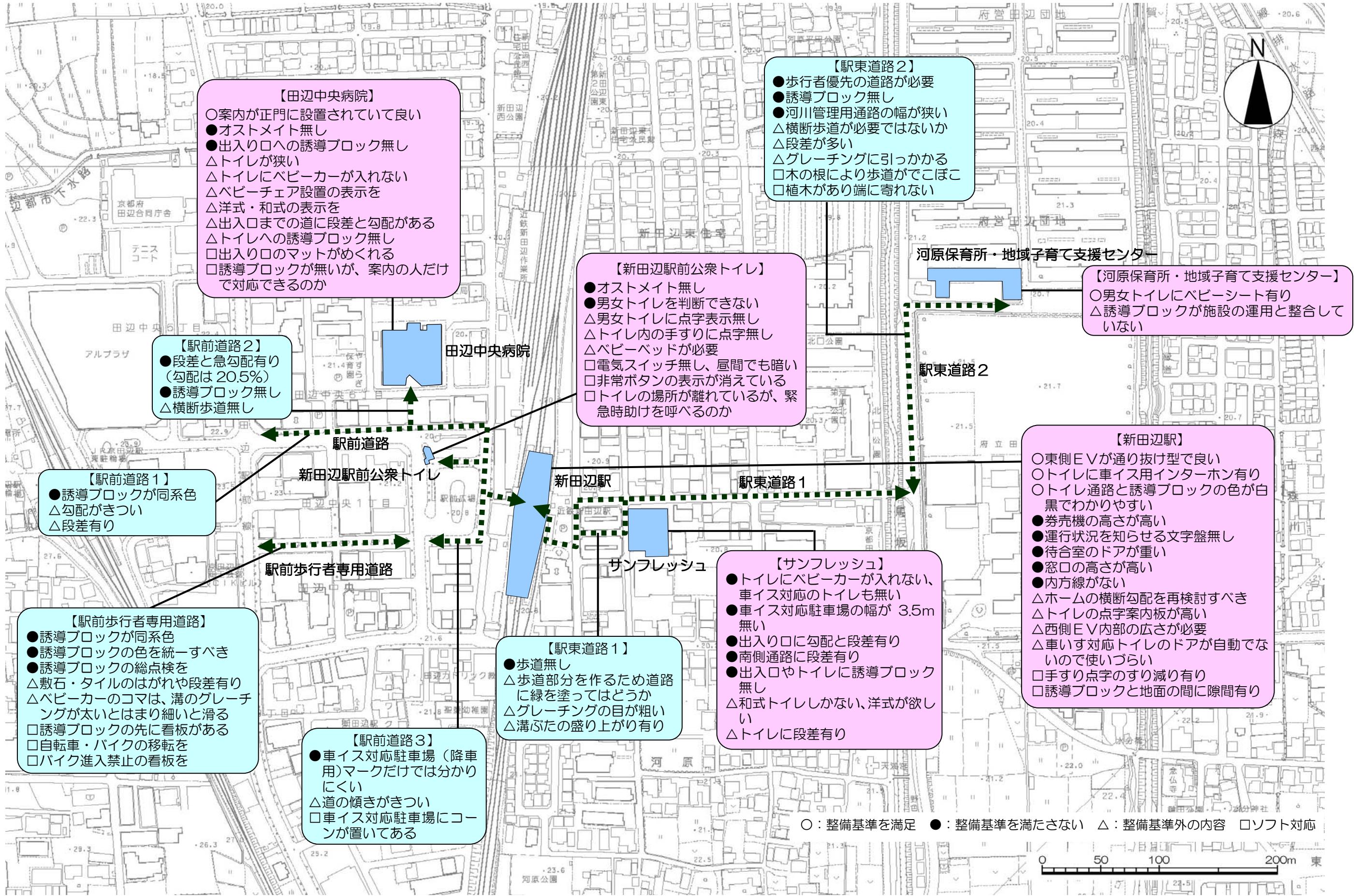
種別	根拠法令	適用条項
公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令	第1条から第21条
建築物	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（内建築物移動等円滑化基準）	第10条から第21条
都市公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令	第1条から第13条
道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	第1条から第18条

【区分】

○： 整備基準を満足
●： 整備基準を満たさない
△： 整備基準外の内容（その他の要望）
□： ソフト対応（維持管理を含む）

(2) タウンウォッチングの結果

<ルート>



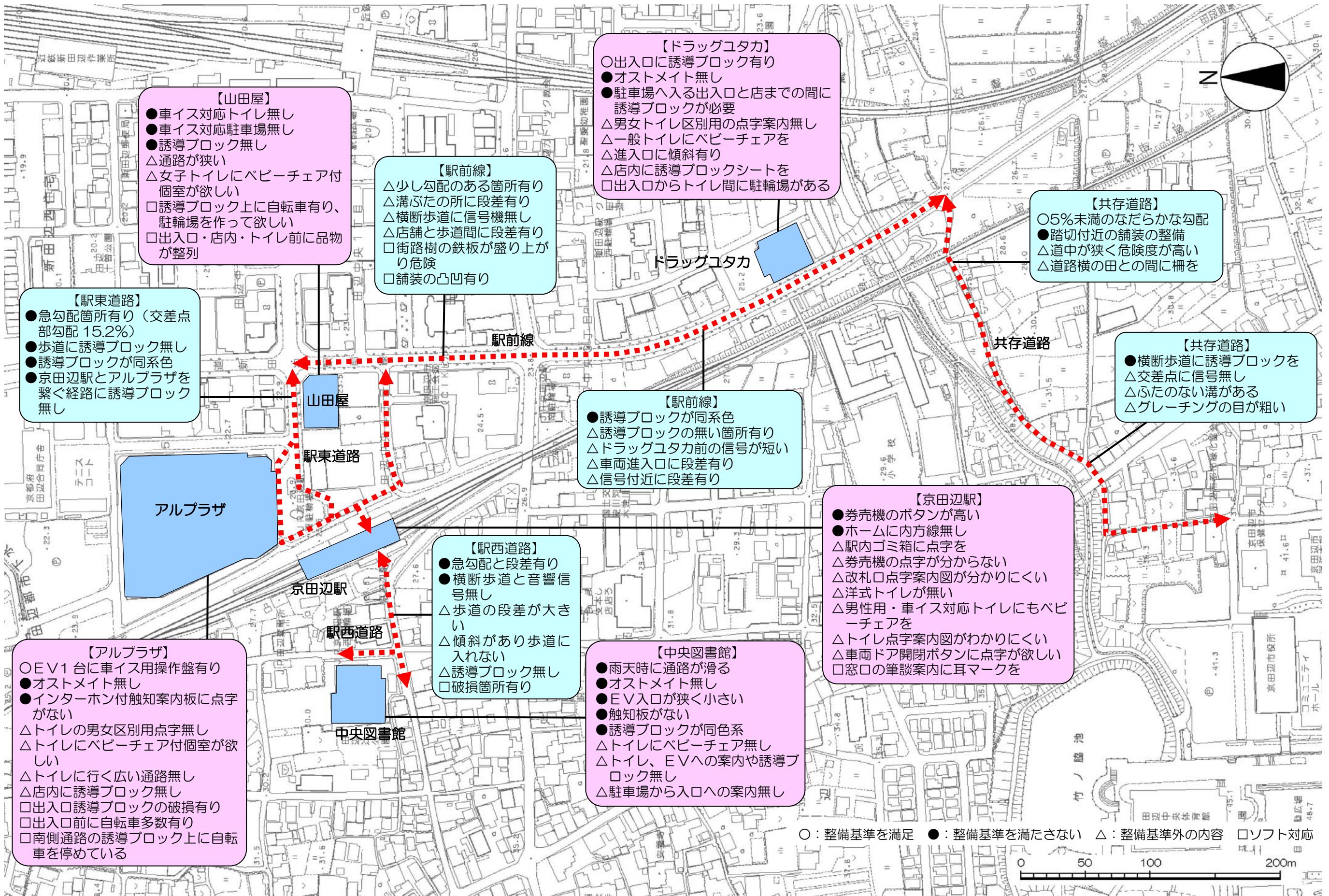
<ルート>

対象施設	調査の様子
駅前歩行者専用道路	
新田辺駅前公衆トイレ	
駅前道路	
田辺中央病院	
新田辺駅	
駅東道路 1	

<A ルート>

対象施設	調査の様子
サンフレッシュ	
駅東道路2	
河原保育所 ・地域子育て支援センター	

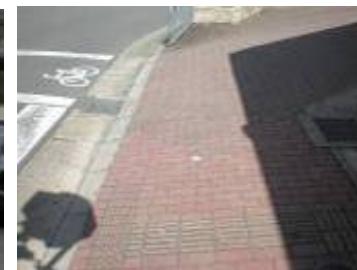
<Bルート>



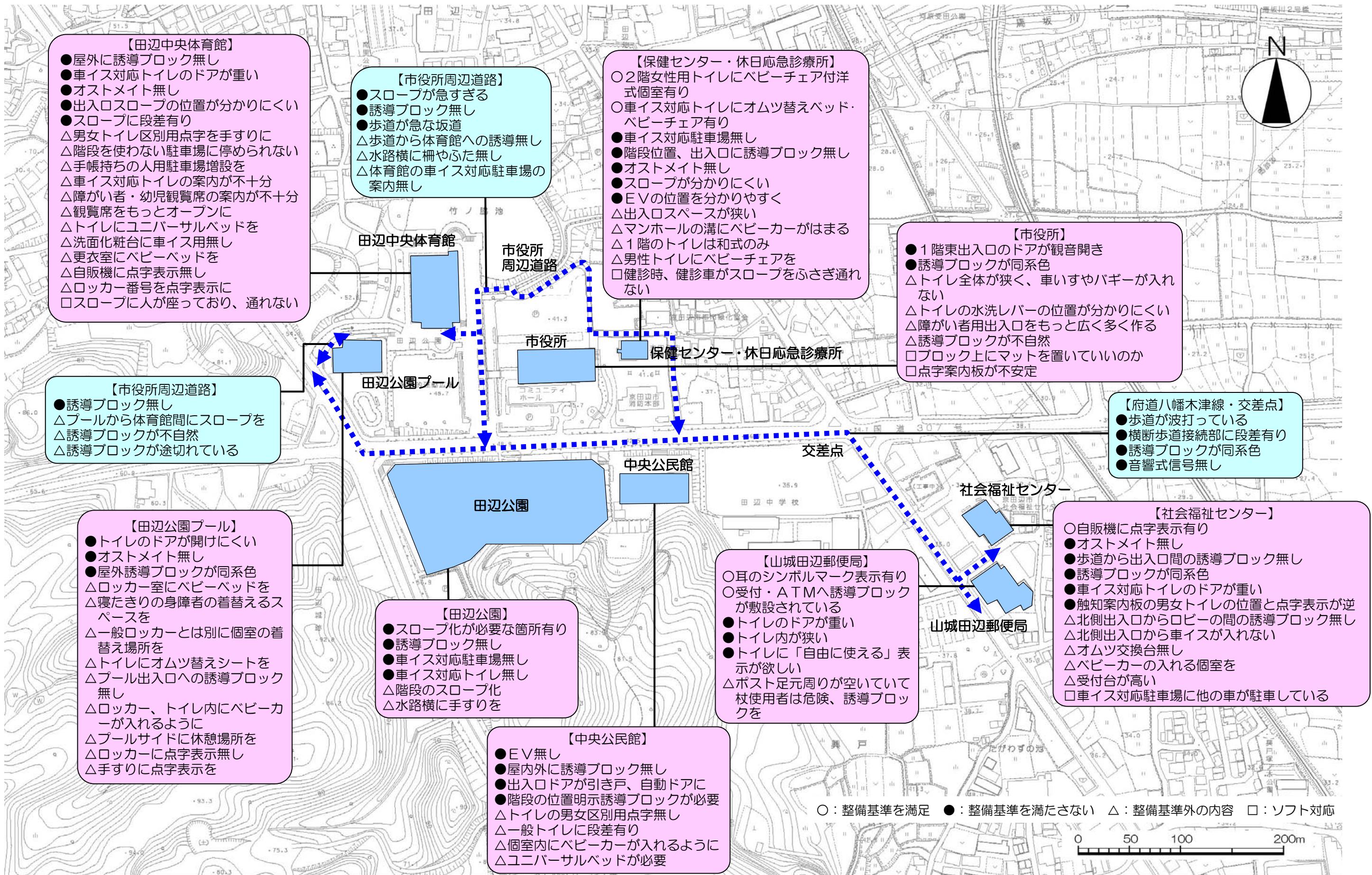
<B ルート>

対象施設	調査の様子
共存道路	  
ドラッグユタカ	  
駅前線	  
京田辺駅	  
駅西道路	  
中央図書館	  

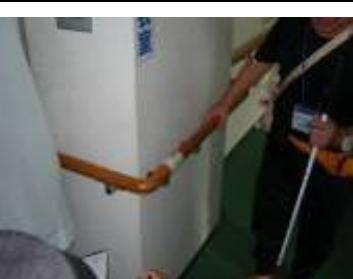
<B ルート>

対象施設	調査の様子
アルプラザ	  
駅東道路	 
山田屋	  

<Cルート>



<C ルート>

対象施設	調査の様子		
市役所			
保健センター・休日応急診療所			
田辺中央体育館			
田辺公園プール			
田辺公園			
市役所周辺道路			

<C ルート>

対象施設	調査の様子
中央公民館	  
府道八幡木津線・交差点	  
社会福祉センター	  
山城田辺郵便局	  